

## 第 5 2 9 回 評 議 会 議 事 要 録

1 日 時 平成16年2月27日(金) 15:30~19:16

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

### (1) 法人化後の諸規則(案)について

ア 2月13日開催の臨時評議会に提案した規則について

議長から、本件については、部局に持ち帰り検討願ったところ、資料2-1のような意見が提出された旨の経過説明があった後、組織業務WG座長の学長補佐から、資料2-1により意見への対応について詳細な説明があった。

続いて、総務課長から、意見への対応を踏まえて修正した規則等について、資料2-2-1~資料2-2-10に基づき説明があった。

以上の説明を受け、大要次のような意見交換があった。

#### (学共施設等計画委員会の設置関連)

- センターの「みなし教授会」として学共施設等計画委員会が設けられるが、大学院の設置審査に対応した教官人事ができるのか疑問である。先端生命科学研究支援センターの教官が大学院の教育を担当しているが、設置審査への対応ができるよう何らかの運用を考えてよいのか。
- △ 大学院の連携講座の教員選考については、関係教授会の連携により検討すべきである。
- △ 学共施設等計画委員会については、その組織として各センターごとに委員会を置くことを検討している。
- △ 現在、センターの将来構想などについては具体的に検討する場がなく、部局長会議は機能していなかったため、法人化後は、学長、理事を構成員として加える形で学共施設等計画委員会の設置を検討している。

#### (監事の役員会への列席及び学長補佐関連)

- 役員会には、大学全体をみる監事は、常時列席させてよいのではないかと。また、学長補佐については、人事委員会などのほかに他の研究企画委員会、財務委員会などにも参加させた方がよいのではないかと。
- △ 役員会においては、関係職員の列席は必要であるが、監事を恒常的に列席させるのは難しいと考えている。また、現在、学長補佐の役割、人数等を検討中であるので、確定

した段階で、どの委員会に学長補佐を参加させるのかも含めて検討したい。

- 学長補佐は、理事を補佐することも考えられるので、「学長補佐」「理事補佐」と明確に分けた方がよいのではないか。
- △ 学長を補佐する方法として、学長への直接の補佐、理事の補佐なども考えられ、色々な対応ができるよう「学長補佐」としている。
- 学長補佐を各種委員会に加えるべきとの意見もあるが、正規の構成員として参加させることには反対である。

(学則の目的規定関連)

- 学部学則に「実践的課題探求能力」とあるが、小学校教育から「課題探求能力」の養成が掲げられている現状からみて、「実践的」を外す方がよいと考えるので、検討して欲しい。
- △ 修正案として、長崎大学学則第1条に関し、資料2-1-5の修正案の下線部分を「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養を有し、深い専門知識並びに課題探求能力及び創造力を備えた人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。」との表現ではどうか。
- 最高水準の教育を提供することは大学として当然のことと思うので、「実践的」の部分をとるだけでよいのではないか。簡潔で分かりやすい方がよい。
- △ 学則の目的規定については、本学の中期目標・中期計画の記載内容の中に、学部教育の特色として「実践教育を重視」また「最高水準の教育」と記載されており、「実践的」という言葉を残すために検討を重ねてきた経緯もある。

(教授会の構成員関連)

- 教育学部では、カリキュラムや学生の教育に関し、附属学校教官の力も借りている状況にある。法人化後の教授会の性格は、運営委員会的な性格も出てくると考えるので、単なる列席ではなく、附属学校教官を教授会の正規の構成員として出席を認めることはできないのか。学校教育法に基づく教授会ではない「教授会」を設けてはどうかとの提案である。法的、制度面は十分承知の上で、教育学部として、敢えて問題提起をしている。
- △ 法律上、教授会の構成員として、関係職員に議決権を与えるような全学的な規則はできない。教授会以外の組織として「学部運営委員会」などを作り、必要な者をメンバーに入れるなど、色々な方法が考えられるので部局の状況に応じて工夫願いたい。

△ 教授会規則は、全学共通のルールとして提案しているものであり、教育学部の提案は運用面で考えて欲しい。教授会の設置は法的根拠があり、専任講師以上をその構成員としている。教授会に、議決権を持つ関係職員を加えるような規定を全学的な規則に入れるのは大きな影響があるので、各部局の状況に応じ考えていただきたいと思う。

(部局長の選考関連)

○ 学部長については推薦制、立候補制をとっているが、被推薦者が1人で複数でない場合には選考できないことになるのではないか。

△ 部局長選考規則第7条第1項の「教授会の定めるところにより、あらかじめ複数の候補適任者を選出するものとする」の趣旨は、原則であり、仮に1人の場合であっても教授会の定めるところにより所信表明を行い、選挙もできると考えている。

以上のほか、①基本規則の規定で「法人」と「学長」との利益相反、②利益相反の場合の法人代表が監事となること、③経営協議会における委員構成、④部局長選考時の所信表明などの字句の表現上や規定化の趣旨などに関し、質疑応答があった。

以上の審議の結果、本件については、学部学則の目的規定は学長提案の修正案とし、学内共同教育研究施設規則の規定内容を整備することを条件に、原案のとおり了承された。なお、字句等の修正の必要が生じた場合には、学長に一任することとなった。

イ 全学委員会の規則(案)について

議長から、本件については、昨年12月19日開催の評議会で大筋了承された「法人化後の運営組織」に基づき現行の委員会規則を見直したもので、現行の関係委員会において了承を得ている旨の経過説明の上、審議の提案があった。

次いで、学務部長から、学務関係の全学委員会規則(案)として、①長崎大学教務委員会規則、②長崎大学教育改善委員会規則、③長崎大学入学者選抜規則、④長崎大学入学者選抜実施規程、⑤長崎大学入学者選抜委員会専門部会規程、⑥長崎大学学力・実技等検査科目別専門部会規程、⑦長崎大学学生委員会規則、⑧長崎大学就職委員会規則、⑨長崎大学留学生交流委員会規則について、資料2-2-1～資料2-2-9に基づき説明があった。

次に、総務部長から、①長崎大学営利企業役員等兼業規程、②長崎大学スペース・コラボレーション・システム事業実施委員会規則、③長崎大学施設整備専門部会規程について、資料2-2-10～資料2-2-12に基づき説明があった。

以上の説明を受けて、資料2-2-3 の組織図に掲げる入試関係の専門部会等の組織編成と、その組織を定めている関係規則等の規定内容において統一がなされていない、特に、専門部会としての任務の性格が異なる「学力・実技等検査科目別専門部会」と「AO入試実施専門部会」については、その名称を含め組織図に掲げるように規定内容を整備すべきである旨の意見が出された。

この意見に対し、①学力・実技等検査科目別専門部会は、他の専門部会と性格が異なり、入試担当理事と直結するように規定を整備する必要があること、②AO入試実施専門部会は、AO入試実施のために学部単位で設置する必要があること、③今回の検討に際し、入試関係の委員会等の名称として現行のまま使用したこと、④指摘があった委員会の名称等については、今後検討し必要な規定の整備をすることなどについて、説明があった。

以上の審議の結果、本件については、入試関係の規則は委員会の名称等を検討し規定内容を整備することを条件として、原案のとおり了承された。また、字句等の修正の必要が生じた場合には、学長一任することとなった。

#### ウ 就業規則（案）について

議長から、この規則案については、学内説明会を開催するなど職員の意見を聞きながら作業を進め、本日開催の大学改革推進委員会及び法人化専門委員会の合同会議においても了承された旨の経過説明の後、審議の提案があった。

引き続き、人事制度WG座長の学長補佐から、就業規則（第3次案）に関し、①資料2-3-1により学部等から提出されたの意見とその対応、②資料2-3-2（各部局ごとに各1部配付）により就業規則の内容、③大学改革推進委員会及び法人化専門委員会の合同会議における審議を踏まえた第30条の誠実義務規定の変更箇所、④職員退職手当規程案では退職金に係る勤務年数は通算できるようになっているが、文部科学省から近々詳細な指示がある予定であり、この部分は予算面で本学独自の定めができない事項であるため、同規程第9条～11条の規定については、本日開催の合同会議において学長一任となった旨、それぞれ説明があった。

この説明を受けて、附属病院長から、法人化に伴い労働基準法が適用され出面職員はパート職員に変更されるが現在の給与水準を確保できない状況であり、職務能力が高い出面職員に辞められると教室運営に大きな支障が出るなどの話が出ているが、パート職

員給与の増額協議の「特別な事情」について具体的に説明願いたい旨の意見があった。

この意見に対し、事務局から、①特別な事情の具体的な明示は現時点では難しいこと、②給与の協議は、当人に辞められたら困るといような理由では難しく、職務の困難性、職務関連の資格の有無など、職務能力について総合的に判断する必要があること、③給与の協議が必要な場合は、個別に協議願いたいことなどについて、説明があった。

以上の審議の結果、退職手当の通算規定を除き、原案どおり了承され、また、字句等の修正の必要が生じた場合には学長一任とすることとなった。

なお、退職手当の通算規定については、文部科学省からの通知に従い関係規定を整備することで、学長に一任することとなった。

(2) 長崎大学における教員の個人評価実施基準の改正について

副学長（企画担当）から、教員の個人評価実施基準の改正については、2月13日開催の臨時評議会で改正案を説明し、持ち帰り検討願いたい意見等を求めていたが、特段の意見はなかった旨の経過説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(3) 長崎大学外国人教員の任期に関する規則の一部改正について

議長から、本年3月31日で任期満了となる外国人教員で、引き続き4月1日から本学に採用予定の外国人教員については、退職手当に係る在職期間が通算できるよう所要の改正を行いたい旨の提案があった後、総務部長から、資料3に基づき改正内容の説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

この了承を受けて、議長から、今年度末で任期満了となる3名の外国人教員については、退職手当の通算ができるよう本規則の改正手続き終了後、所要の発令手続きを行う旨の提案があり、了承された。

なお、議長から、平成16年4月1日以降の日までの任期が付されている外国人教員については、法人化後は労働基準法が適用され、すべて任期の定めのない教員となる旨の説明が加えられた。

(4) 平成16年度予算配分骨子（第3次案）について

議長から、平成16年度予算配分については、昨年11月21日開催の部局長会議で第1次案を提示した後、部局長会議における意見や各部局からのヒアリング結果等を踏まえ

て第2次案を作成し、さらに平成16年度予算の示達を受け1月22日開催の部局長会議で第3次案を提示した旨の経過説明があった後、本日開催の部局長会議において、第3次案が大筋了承されたので、評議会において審議願いたい旨の提案があった。

次いで、経理部長から、平成16年度予算配分骨子について、①第1次案を部局長会議に提示した以降の第2次案作成に至る経緯、②資料4-2に基づき第2次案から第3次案への変更内容、③資料4-1に基づき第3次案の一部修正した事項等について、それぞれ詳細な説明があった。

これに対し、附属病院長から、文部科学省より附属病院技師の交替制勤務のための経費は積算していると聞いているが、学内の予算措置とその要求手続きなどについて説明願いたい旨の発言があり、経理部長から、当該積算額の2,000万円は人件費に組み入れており、学内の手続きは必要経費を算定して経理部へ要求願いたい旨の説明があった。

さらに、議長から、①平成16年度予算は、総額で前年度に対して1億5,000万の減額で、加えて各種の保険料等の負担が生じていること、②国立大学法人運営費交付金に係る効率化係数については、その縮小はできたが全廃とはならなかったこと、③文部科学省の教育研究費の総枠予算としては増額しているが、増額分は競争的経費として取り扱われるため、これらの経費確保に努める必要があることなどについて説明があった後、今後厳しい予算状況の中での大学運営が強いられるので、コストの削減、節約等に全面的に協力願いたい旨の要請があった。

以上の審議の結果、平成16年度予算配分骨子（第3次案）については、原案どおり了承された。

#### 4 報告事項

##### (1) 国立大学法人長崎大学の役員等について

議長から、法人化後の理事については、資料5のとおり予定している旨の報告があった後、本日の評議会終了後、報道機関に発表する旨の説明があった。

##### (2) 大学基準協会の相互評価結果に対する「改善報告書」について

副学長（企画担当）から、大学基準協会の相互評価結果に対する「改善報告書」に関し、大要次のような報告があった。

○ 本学は、平成12年度に大学基準協会の相互評価を受け、平成13年3月に2件の「

勧告」と5件の「助言」が付された評価結果の通知があった。これらの勧告等の対応策である「改善報告書」については、本年7月までに提出が求められている。当時の自己評価総括委員会などでその対応策が取りまとめられ、これまで改善が進められている。

組織等評価委員会では、最新の改善状況の調査を行い、ワーキンググループを設置して分析・検討を行い、「改善報告書」の原案を作成し、1月29日開催の同委員会で資料6のとおり了承され、本年度内に大学基準協会へ提出することとしている。

### (3) 学生の交通事故について

副学長（教学担当）から、学生の交通事故について、大要次のような報告があった。

- 2月6日18時40分頃、大分県湯布院町の県道（雪道）で、学生がスリップによる交通事故を起こし、走行車線に真横に近い状態で停車していた相手車両に衝突し、その車両を押していた被害者が死亡した。

その後の本学の対応としては、学長に相談の上、この交通事故に関して2月17日開催の全学学生委員会で、学生の交通事故に関する懲戒ガイドラインに基づき、調査小委員会を設置し、現在、懲戒の要否等について検討を行っており、結論が出次第、評議会に報告することとなる。

次いで、当該学部長から、所属学生の交通死亡事故について陳謝があった後、事故の詳細な状況や学生の葬儀等へ参列など学生の状況等について、説明が加えられた。

### (4) その他

- 3月の評議会の開催日時について

総務課長から、3月の評議会の開催予定日について、連絡があった。

(以上)